

作成日：2016年11月1日

コロンビア共和国
Republic of Colombia

特許庁の所在地：

コロンビア商工監督局 (SIC)
Ministerio de Desarrollo Economico,
Superintendencia de Industria y Comercio (SIC)

Superintendence of Industry and Commerce (SIC)

Edificio Bochica, Carrera 13 No27-00,
Santafe de Bogota, D. C.
Calle de la Prosa No. 138,

TEL: (571) 341-9509
FAX: (571) 281-3950

Email: contactenos@sic.gov.co
Website: <http://www.sic.gov.co>

目 次

〈共通情報〉

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

〈特許制度〉

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

〈実用新案制度（存在する場合）〉

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等の説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

〈意匠制度〉

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

〈商標制度〉

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (3) 特許協力条約 (PCT)
- (4) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (5) 商標法条約 (TLT)
- (6) 世界貿易機関設立協定 (WTO)
- (7) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ条約 (Hague Convention)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (9) カラカス及びワシントンにおけるパンアメリカン条約 (Pan-American Conventions)
- (10) 植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

2014年9月1日より施行プログラムが実施されています。

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ ((PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日・コロンビア PPH については、以下を参照下さい。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_colombia_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

コロンビア国内に居所または事業拠点を有していない出願人は、コロンビアにおける代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

団体は存在しないとのことです。

5. 出願言語

スペイン語です。

6. その他関係団体

JETRO BOGOTA

Calle 77 No.7-44 Oficina 603,

Torre Siete 77, Bogota, Colombia

TEL: 57-1-321-6385 Fax: 57-1-317-9240

7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.sic.gov.co/drupal/>

特許制度

1. 現行法令について

- (1) アンデス共同体議決第 486 号 (Andean Community Decision No. 486) が適用されています。
- (2) この決定に規定されていない事項に関しては、国内法の規定により管理されています。
即ち、アンデス共同体委員会決定第 345 号の適用に関する 1994 年の法令第 533 号及び第 2468 号です。

2. 特許出願時の必要書類

- (1) 願書 (Request) :
出願人及び発明者の名称 (氏名) 並びに住所、発明の名称、及び優先権主張の場合、その情報を記載します。
- (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :
- (3) 要約及び必要な図面 (Abstract & Drawings) :
- (4) 委任状 (Power of Attorney) :
出願人が署名します。
 - ① 領事認証 (Legalization) 等の手続きは不要となりました。
 - ② 出願時に提出できなかった場合は、補正指令発行日から 2 ヶ月以内に提出することができ、この期間は更に 2 ヶ月延長することができます。
- (5) 譲渡証 (Assignment) :
発明者が出願人でない場合に必要となります。
 - ① 領事認証 (Legalization) 等の手続きは不要となりました。
 - ② 出願時に提出できなかった場合は、補正指令発行日から 2 ヶ月以内に提出することができ、この期間は更に 2 ヶ月延長することができます。
- (6) 優先権証明書 (Priority Document) :
 - ① 優先権を主張する場合に提出が必要です。
 - ② 優先日から 16 ヶ月以内に提出する必要があります。
- (7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :
優先権証明書の翻訳文を、優先日から 16 ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位 : コロンビア・ペソ (COP) です。)

(1) 出願料金	515,000
(2) クレーム追加料金 (11 以上 1 クレーム当たり)	26,000
(3) 優先権主張料金 (1 件当たり)	180,000

(4) 審査請求料金	546,000
・ PCT 国内段階移行出願の場合の審査請求料金	520,000
(5) 期間延長料金	106,000
(6) 異議申立料金	335,000
(7) 明細書等の補正料金	128,000
(8) 年金：	
① 第 4 年度までの特許維持料金（各年度当たり）	212,000
② 第 8 年度までの特許維持料金（各年度当たり）	330,000
③ 第 12 年度までの特許維持料金（各年度当たり）	494,000
④ 第 16 年度までの特許維持料金（各年度当たり）	767,000
⑤ 第 20 年度までの特許維持料金（各年度当たり）	1,020,000

4. 料金減免制度について（存在する場合）

財政困難な個人及びコロンビアで認められる小・中企業、公立大学及び非営利団体に、料金の軽減が認められています（For individuals who lack financial resources and for small and mid-level companies, public universities and non-profit entities recognized in Colombia）。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願日から 18 ヶ月、又は優先日から 18 ヶ月経過後、且つ方式審査終了した後に、出願は公衆の閲覧に供せられ、出願の公開が命じられます。

7. 審査請求制度の有無

出願公開後 6 ヶ月以内の出願審査請求制度が採用されています。

8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願は、実体審査の請求後に、特許要件について審査が行われ、特許付与の決定が行われます。

(1) 方式審査

- ① 出願後、最初に出願の基本的な要件を満たしているか否か審査されます。
- ② 出願の基本的な要件を満たした場合は、次に他の方式的要件について審査されます。
- ③ 方式的要件を満たしていないと判断された場合、出願人は方式指令書

発行日から2ヶ月以内に補正すべき旨要請されます。

この2ヶ月の期間は、一度だけ申請により2ヶ月間延長することができます。

- ④出願人が所定の期間内に補正をしなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

(2) 出願公開

- ①出願日又は優先日から18ヶ月経過し、且つ方式審査が終了した後に、出願は公衆の閲覧に供せられ、出願の公開が命じられます。
- ②要約及び図面（該当する場合）を伴う出願に関する通知が月刊の工業所有権公報 (Industrial Property Gazette) に公開されます。
- ③なお、方式審査が完了している場合には、早期公開の請求もすることができます。

(3) 不登録事由

次のものは発明とはみなされません。

- ①発見や科学的理論、又は算術的方法の場合
- ②コンピュータ・プログラム及びソフトウェアそれ自体の場合
- ③文学的及び美術的作品及び著作権で保護されている他の作品の場合
- ④情報を提示する方法の場合
- ⑤精神的活動や遊戯、経済や事業活動を行うための規則や方法の場合
- ⑥公序良俗に反する発明の場合
- ⑦人間や動物の治療に関する治療的、外科的方法の発明の場合
等です。

(4) 新規性

絶対的新規性 (Absolute Novelty) が採用されています。

- ①従いまして、出願日又は優先日前に、発明が、世界のいずれかの場所において、書面、口頭、又は使用若しくは他の方法により、公衆に利用可能な状態におかれている場合には、新規性は有しません。
- ②また、後の出願後に、出願公開された先の出願の明細書等に記載された発明と、当該後の出願に係る発明が同一の場合、後の発明は特許を受けることができません (Whole Contents Approach の採用です)。

< 新規性喪失の例外 >

次の場合には、新規性の喪失の例外が認められます。

出願日、又は優先日1年以内における発明の公表であって、

- ①当該公表が、特許を受ける権利を有する者によって行われた場合
- ②当該公表が、特許を受ける権利を有する者から直接的又は間接的に情報を得た第三者によって行われた場合
等です。

(5) 対応外国出願の審査結果等の提出

- ①特許庁は、対応外国出願がされている場合、3ヶ月以内に、出願人に書類の提出を要求することができます。書類とは、例えば、
 - (a)外国出願の写し、
 - (b)外国出願について行われた新規性又は特許性の審査結果の写し、
 - (c)外国で付与された特許の写し、或いは
 - (d)外国出願の拒絶理由知書、等です。
- ②提出要求された書類、審査結果の写しや特許の写しが入手できない場合、出願人は特許庁に出願処理を停止するよう請求することができます。
- ③停止を希望する場合には、停止請求書に停止期間を記載する必要があります。
- ④特許庁は、外国出願の特許性の審査結果を、コロンビア出願が特許要件を満たしているのかを決定をするに当たり、考慮することができます。
なお、要求された書類を期間内に提出しない場合、特許の付与は拒絶されます。

(6) 実体審査

- ①出願人は、出願の公開から6ヶ月以内に、異議申立ての有無に拘わらず、実体審査請求をしなければなりません。
この期間内に、審査請求がされなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。
- ②なお、出願人は、米国特許庁による特許性審査の結果が肯定的であった場合、当該特許性の審査を利用するよう特許庁に請求することができます。
そのためには、実体審査請求と同時にその旨請求する必要があります。
- ③期限内に審査請求料金が納付されると、特許庁は更なる審査を行い、新規性、進歩性また産業上の利用性の実体的要件に関する意見を得るために、専門家等に報告書を求めることができます。
- ④審査中に発明が、特許要件を満たしていないと判断された場合、その旨通知されます。
- ⑤拒絶理由通知を受けた場合、出願人は業務日（Working Days）の60日以内に応答する必要があります。なお、この期間は業務日の30日、一回延長することができます。
- ⑥当該拒絶理由に対して出願人が明細書等の補正をした場合、特許庁は更に拒絶理由を通知することができます。
- ⑦出願人が期限内に応答しなかった場合、又は応答後に依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、特許の付与は拒絶されます。

(7) 早期審査（Accelerated Examination）

規定されていませんが、PPHによる審査を申請することができます。

(8) 補正

出願係属中は、いつでも明細書等の補正をすることができます。

(9) 分割出願

① 出願係属中は、いつでも自発的に、又特許庁からの請求に基づき、分割出願をすることができます。

② 審査により発明の単一性の要件を満たしていない場合も分割出願できます。

(10) 特許付与

特許要件を満たしていると判断された場合、特許が付与され、特許付与に関する通知が官報に公表され、特許証が発行されます。

(11) 審判請求

① 特許庁の決定に対する不服申し立てを、決定書発行から業務日(Working Days)の5日以内に、コロンビア商工監督局(Superintendence of Industry and Commerce)に請求することができます。

② 上記審判の審決に対する不服申立ては、4ヶ月以内に国家評議会(Council of State)に提起することができます。

(12) 異議申立て

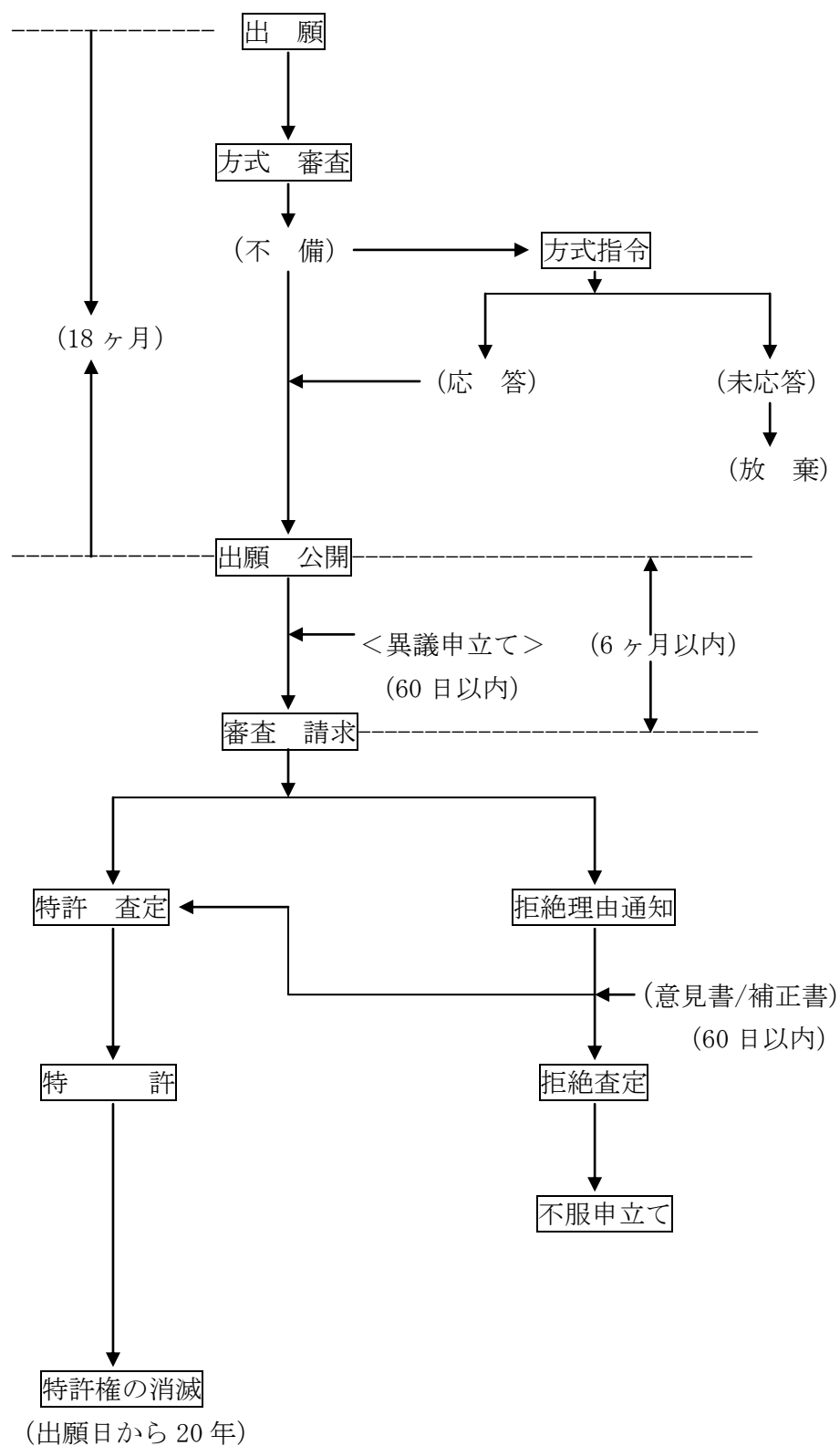
① 利害関係を有する者は、出願公開の日から業務日の(Working Days)60日以内に、異議申立てをすることができます。

② 異議申立人は、異議申立てと同時に証拠を提出しなければなりません。
なお、請求により、異議理由を提出するための期間を業務日の60日延長することができます。

③ 異議申立ての通知を受けた出願人は、通知を受けた日から業務日の60日以内に、意見書や明細書等の補正書を提出することができます。

なお、この期限は請求により一回限り、更に60日延長をすることができます。

出願から特許までのフローチャート



コロンビア商工監督局・日本国特許庁間の特許審査ハイウェイ施行プログラム (PPH)

この PPH 試行プログラムは、2014 年 9 月 1 日から 3 年間行われ、試行期間の後に本格実施するかどうか、またどのように行うかを決定するために本施行プログラムの結果を評価するとされております。

(A) 日本特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイの場合 (PPH) :

1. 申請要件 :

コロンビア出願 (PCT 出願の国内移行出願も含む) において PPH を申請するための要件

(1) コロンビア出願と日本出願が、優先日或いは出願日のうち最先の日付が同一であること。例えば、

① コロンビア出願が、日本出願に基づいてパリ条約に基づく優先権を主張している出願であること、

② コロンビア出願が、PCT 出願の国内移行出願であり、その PCT 出願が日本出願を基礎としてパリ条約に基づく優先権を主張している出願であること、

③ 最初の出願がコロンビア出願で、その出願を基礎としてパリ条約にも基づく優先権を主張した日本出願であること、等です。

(2) 日本出願が、既に特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

請求項は、出願が特許査定となっていない場合でも、最新のオフィス・アクションにおいて審査官が明確に当該請求項を特許可能であると特定した時に「特許可能と判断された」こととなります。

なお、オフィス・アクションには次のものを含みます。

① 特許査定

② 拒絶理由通知書

③ 拒絶査定

④ 審決

例えば、次の文例が拒絶理由通知書に記載されている場合、これらの請求項は特許可能と明示されたこととなります。

< 拒絶の理由を発見しない請求項 >

ある請求項に係る発明については、現時点では、拒絶理由を発見しない。

(3) コロンビア出願のすべての請求項が、日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。

(4) コロンビア出願が、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。

- (5) コロンビア出願が、PPH 申請時又はその前に、審査請求が行われていること。
2. 提出書類：
- 次の書類を PPH 申請に添付して申請する必要があります。
- (1) 日本出願に対して特許庁から通知された(特許性の実体審査に関する)すべてのオフィス・アクションの写し、及びその翻訳文。
- ①翻訳文の言語は、スペイン語です。
- ②日本特許庁のオフィス・アクションが AIPN(日本国特許庁のドシエ アクセス システム)により提供されている場合には、コロンビア特許庁の審査官は AIPN を通じてオフィス・アクション及びその機械翻訳文を入手可能です。
- 従いまして、この場合出願人はオフィス・アクションの写し及びその翻訳文を提出する必要はありません、
- 但し、審査官が AIPN よりオフィス・アクションを得ることができない場合には、出願人は必要書類を提出するよう要請されます。
- (2) 日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。
- ①翻訳文の言語は、スペイン語です。
- ②なお、特許可能と判断された請求項が AIPN により提供されている場合には、原則としてコロンビア特許庁の審査官は AIPN を通じて請求項の写し及びその機械翻訳文を入手可能ですので、請求項の写し及びその翻訳文を提出する必要はありません。
- (3) 日本出願において引用された引用文献の写し。
- ①引用文献が特許文献の場合、通常コロンビア特許庁は保有しているため提出を省略することができます。
- ②引用文献が非特許文献の場合、提出を省略することはできません。
- ③引用文献の翻訳文は提出する必要はありません。
- (4) 請求項対応表。
- コロンビア出願のすべての請求項と日本出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表の提出が必要です。

(B) 日本国特許庁の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ (PCT-PPH)：

1. 申請要件：

- (1) コロンビア国内移行出願の国際出願の国際段階における成果物、
- 即ち国際調査機関が作成した見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書 (WO/IPEA) 及び国際予備審査報告 (IPER) のうち、最新に発行されたものにおいて特許性 (新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも「有り」) を示された請求項が少なくとも 1 つ存在すること。

但し、(WO/ISA, WO/IPEA, IPER)は日本国特許庁が国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限られます。

なお、国際調査報告 (ISR) のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

(2) コロンビア出願と国際出願は次のような関係が必要となります。

- ①PCT 出願の国際調査機関、国際予備審査機関が日本国特許庁であり、コロンビア出願がその国際出願の国内段階移行出願であること等、です。
- ②最初の出願がコロンビア出願であり、その出願をパリ条約優先権主張の基礎として日本国特許庁に PCT 出願をした場合であること等、です。
- ③コロンビア出願が、PCT 出願の国内段階移行出願であり、その PCT 出願が先の PCT 出願をパリ条約優先権を主張し、当該先の PCT 出願の国際調査機関等が日本国特許庁であること等、です。

(3) コロンビア出願のすべての請求項が、国際出願の最新国際成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。

(4) コロンビア出願が、PCT-PPH 申請時に審査に着手されていないこと。

(5) コロンビア出願が、PCT-PPH 申請時又はその前に、審査請求が行われていること。

2. 提出書類：

PCT-PPH を申請する際に、以下の書類を提出する必要があります。

- (1) 特許性ありとの判断が記載された最新国際成果物の写しとスペイン語の翻訳文の提出です。なお、
 - ①コロンビア出願が、日本国特許庁受理官庁である PCT 出願の国内段階移行出願で有る場合、コロンビア出願の包袋情報の一部として特許性に関する国際予備報告 (IPRP) の写しが含まれるため、これらの書類の提出を省略することができます。又、
 - ②PATENTSCOPE (登録商標) で当該最新国際成果物の写しが取得可能で有る場合、コロンビア特許庁から要求されない限り、提出を省略することができます。
- (2) 国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しと、それがスペイン語でない場合には、スペイン語によるその翻訳文の提出です。なお、
 - ①PATENTSCOPE (登録商標) で、特許性有りと示された請求項の写しが取得可能である場合、コロンビア特許庁から要求されない限り、提出を省略することができます。
 - ②請求項が日本語で記載されている場合は、その翻訳文を提出する必要があります。

- (3) 国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写しの提出です。
- ①引用文献が特許文献の場合、原則として、提出を省略することができます。
 - ②引用文献が非特許文献の場合は、提出を省略することができません。
- なお、引用文献の翻訳文の提出は不要です。
- (4) コロンビア出願のすべての請求項と、特許性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表の提出です。
- なお、請求項対応表はスペイン語で作成する必要があります。

9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願日から 20 年です。
- 特許権は、特許付与が登録された日から発生します。
- (2) 出願中の年金納付は不要です。
- 特許後に、出願日に相当する月末までに納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）

- (1) 移行時期：優先日から 31 ヶ月以内です。
- (2) 提出書類：国際出願時の明細書、クレーム、要約、及び図面の文言のスペイン語による翻訳文の提出が必要です。
- (3) 第 19 条等の補正があった場合：
国際出願時のクレーム及び補正後のクレームの双方の翻訳文の提出が必要となります。
- (4) 第 34 条の補正が有った場合：
国際出願時の明細書等及び補正後の翻訳文の双方の翻訳文の提出が必要となります。

11. 留意事項

- (1) 審査請求から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
約 6 ヶ月から 1 年 6 ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分（特許又は拒絶）までの所要期間：
約 2 年から 3 年です。
- (3) 出願の際：
コロンビア国への出願が決定したら、先ず現地代理人に対して出願に必要なフォーム類、例えば、委任状や譲渡証の提出の要否、及び提出期間等を、確認しておく必要があります。
- 南米の国々に出願する場合に一般的に言えることですが、突然上記書類の提出時期や認証の要否について、変更されていることがあるからです。

なお、従来コロンビアにおいて、委任状や譲渡証に領事認証(Legalization)が要求されておりましたが、2012年4月以降これに類似する認証は不要となりました。

(4) 審査請求期限等：

コロンビアでは、異議申立ての起算日及び出願審査請求の起算日が共に出願公開日となっております。

出願審査請求期限の徒過を防ぐために、出願と同時に審査請求をする旨、現地代理人へ指示しておくことを勧めます。

(5) 書類受取の確認：

出願書類や拒絶理由等の応答書を現地代理人に発信した場合には、E-mailにせよ、他の手段にせよ、必ず時間的に余裕をもって、現地代理人から書類の受領通知をもらうようことを勧めます。

期限間際になって、書類の受け取りを求めた場合において、現地代理人から書類を受領していない等の連絡を受ける場合が間々あるからです。

(6) 原本送付依頼：

特許庁から指令を受けた場合には、必ず当該指令書（スペイン語）の原本も送付してもらうようにすべきでしょう。

現地代理人が作成した指令書の英訳文に応答期限等の誤りが時々生じる場合があります、その日付が正確か確認することが可能となるからです。

(7) 最初に出願する義務：

コロンビア国内でなされた発明について、最初にコロンビア特許庁に出願しなければならない旨の規定はありません。

実用新案制度

1. 現行法令について

アンデス共同体議決第 486 号 (Andean Community Decision No. 486) が適用されています。

特許の場合と同様です。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様です。

(1) 願書 (Request) :

出願人及び発明者の名称 (氏名) 並びに住所、発明の名称、及び優先権主張の場合、その情報を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :

(3) 要約及び必要な図面 (Abstract & Drawings) :

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

出願人が署名します。

① 領事認証 (Legalization) 等の手続きは不要となりました。

② 出願と同時に提出することができない場合、方式指令書発送日から 2 ヶ月以内に提出することができます。

なお、この期間は 2 ヶ月延長することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment) :

発明者が出願人でない場合に必要となります。

① 領事認証 (Legalization) 等の手続きは不要となりました。

② 出願と同時に提出することができない場合、方式指令書発送日から 1 ヶ月以内に提出することができます。

なお、この期間は 1 ヶ月延長することができます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document) :

① 優先権を主張する場合に提出が必要です。

② 優先日から 16 ヶ月以内に提出する必要があります。

(7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :

優先権証明書の翻訳文を、優先日から 16 ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位はコロンビア・ペソ (COP) です。)

(1) 出願料金	278,000
(2) クレーム追加料金 (11 以上、1 クレーム当たり)	16,000
(3) 審査料金	

①国内出願の場合	340,000
②PCT 出願経由国内段階移行出願の場合	350,000
(4)優先権主張料金（1件当たり）	180,000
(5)期間延長料金	106,000
(6)異議申立料金	335,000
(4)年金（各年度当たり）	196,000

4. 料金減免制度について（存在する場合）

特許の場合と同様に軽減制度が採用されています。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願日から、又は優先日から12ヶ月経過後、出願は公衆の閲覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されています。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等の説明）

出願後、異議申立て及び実体審査後に、実用新案登録付与の決定が行われます

(1) 保護対象

実用新案とは、機器、器具、装置、その他の対象物、若しくはこれらの部品の新規な形状や構成要素の配列であり、それらを包含した物の作用、使用、又は製造にとって改良され、或いは異なったものをもたらす、又はそれに利便性や利点、又は以前になかった技術的効果を与えるものと、定義されています。

(2) 不登録事由

上記の定義から、次のものは実用新案登録の対象とはされません。

①上記の定義に合致しないもの

②立体作品（Three-dimensional works）や建築作品（Works of Architecture）
や純粋に美術的なもの

③特許の保護から除外された主題

更に、次のものも実用新案登録の対象とはされません。

(a)彫刻、建築物、又は純粋に審美的性質をもつ主題

- (b) 方法
- (c) 発見、科学的理論及び数学的方法
- (d) 文学的及び芸術的作品及びその他の著作権で保護される作品
- (e) コンピュータ・プログラム及びソフトウェアそれ自体
等です。

(3) 方式審査

- ① 出願後、最初に出願の基本的な要件を満たしているか否か審査されます。
- ② 出願の基本的な要件を満たした場合は、次に他の方式的要件について審査されます。
方式的要件を満たしていないと判断された場合、出願人は方式指令書発行日から1ヶ月以内に補正すべき旨要請されます。
この1ヶ月の期間は、一度だけ申請により1ヶ月間延長することができます。
- ③ 出願人が所定の期間内に補正をしなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

(4) 新規性

絶対的新規性が採用されており、特許の場合と同様です。

(5) 出願公開

特許の場合とは異なり、出願公開は出願日（又は優先日）から12ヶ月とされており、

(6) 実体審査

- ① 異議申立ての有無に拘わらず、出願の公開から3ヶ月以内に、実体審査請求をする必要があります。
この期間内に審査請求がされなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。
- ② 期限内に審査請求料金が納付されると、特許庁は更なる審査を行い、特許庁は新規性、進歩性また産業上の利用性の実体的要件に関する意見を得るために、専門家等に報告書を求めることができます。
- ③ 審査中に実用新案が、登録要件を満たしていないと判断された場合、その旨通知されます。
- ④ 登録要件を満たしていない旨の拒絶理由通知を受けた場合、出願人は業務日（Working Days）の15日以内に応答することができます。
なお、この期間は業務日の15日間、一回限り延長することができます。
- ⑤ 当該拒絶理由に対して出願人が明細書等の補正をした場合、特許庁は更に拒絶理由を通知することができます。
- ⑥ 出願人が期限内に応答しなかった場合、又は応答後に依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、実用新案登録の付与は拒絶されます。

(7) 早期審査 (Accelerated Examination)

規定されておりません。

(8) 補正

出願係属中は、いつでも明細書等の補正をすることができます。

(9) 分割出願

出願係属中は、自発的に又特許庁からの請求に基づき、分割出願をすることができます。

(10) 異議申立て

①特許の場合とは異なり、出願の公開から業務日 30 日以内に利害関係人は異議申立てをすることができます。

②異議申立人は、異議申立と同時に異議申立ての証拠を提出する必要があります。

なお、異議申立ての理由は、請求により業務日 30 日の期間延長が認められています。

③異議申立の通知を受けた出願人は、通知日より業務日 30 日以内に明細書等の補正書や意見書を提出することができます。

なお、請求により、更に業務日 30 日、延長を求めることができます。

(11) 登録の付与

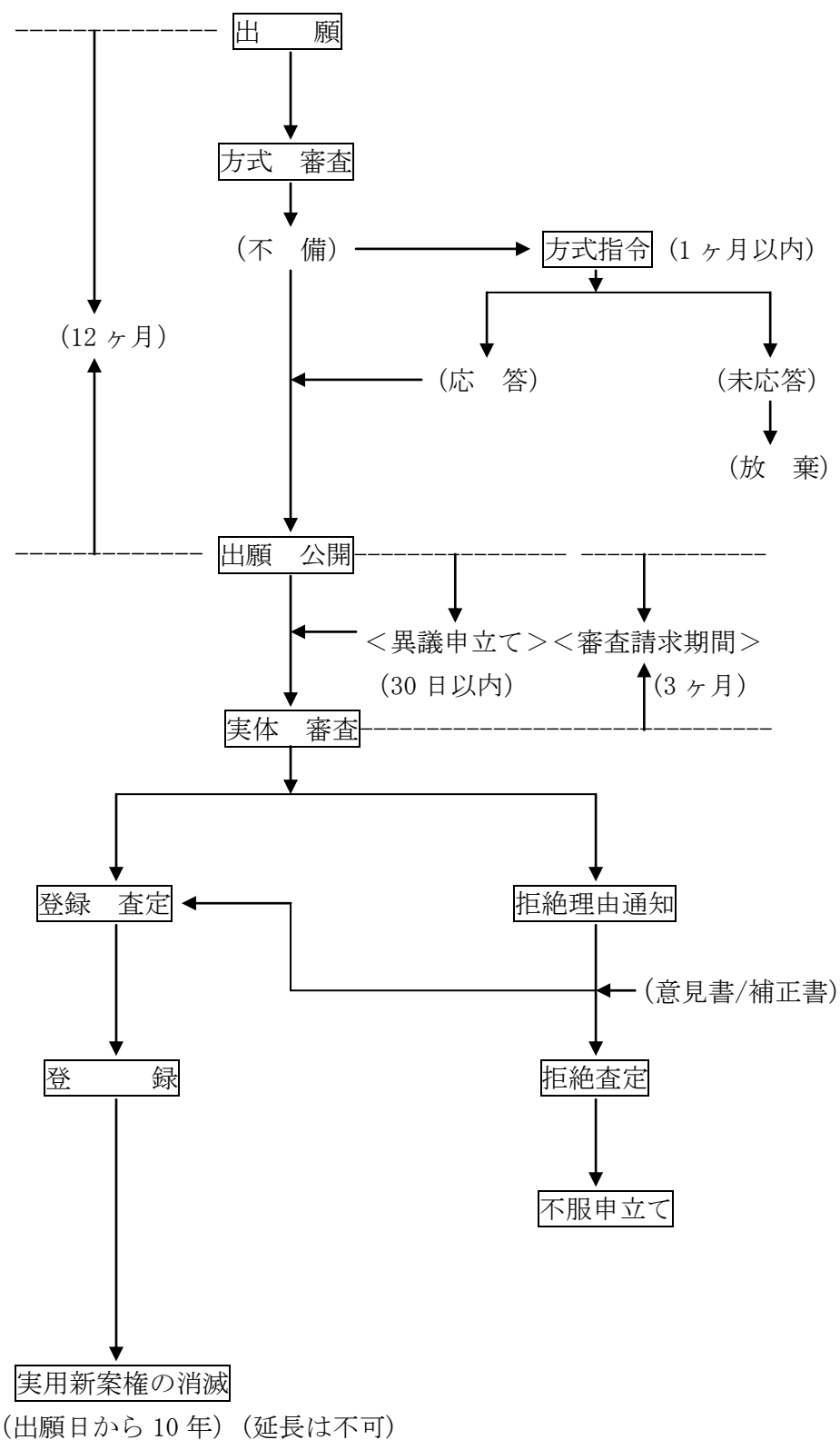
登録要件を満たしていると判断された場合、実用新案登録が付与され、実用新案登録付与に関する通知が官報に公表され、登録証が発行されます。

(12) 審判請求

①特許庁の決定に対する不服申し立てを、決定発行から業務日の 10 日以内に、コロンビア商工監督局 (Superintendence of Industry and Commerce) に請求することができます。

②上記審判の審決に対する不服申立ては、国家評議会 (Council of State) に 4 ヶ月以内に提起することができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から 10 年です。

実用新案権は、実用新案登録付与の登録の日から発生します。

(2) 出願中は年金納付不要です。

登録後に、出願日に相当する月の末日までに年金の納付が必要となります。

10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について

実体審査が行われますので適用されません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

特許の場合と、同様です。

12. 留意事項

(1) 審査請求から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：

約 4 ヶ月から 9 ヶ月です。

(2) 出願から最終処分（特許又は拒絶）までの所要期間：

約 1 年から 1 年 6 ヶ月です。

(3) その他：

特許の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

アンデス共同体議決第 486 号 (Andean Community Decision No. 486) が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人及び創作者の氏名及び住所、意匠に係る物品名及び優先権を主張する場合は優先権の情報等を、記載します。

(2) 図面又は写真 (Graphical representations) :

(3) 委任状 (Power of Attorney) :

出願人が署名します。

① 出願と同時に提出できない場合、方式指令から 2 ヶ月以内に提出することができます。なお、この期間は 2 ヶ月延長することができます。

② 領事認証 (Legalization) 等の手続きは不要となりました。

(4) 譲渡証 (Assignment) :

譲受人が出願する場合に必要となります。

① 出願と同時に提出できない場合、方式指令から 30 日以内に提出することができます。なお、この期間は 30 日延長することができます。

② 領事認証 (Legalization) 等の手続きは不要となりました。

(5) 優先権証明書 (Priority Document) :

優先日から 9 ヶ月以内に提出することが必要です。

(6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :

スペイン語の翻訳文の提出が必要となります。

優先権証明書と同期間内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位 : コロンビア・ペソ (COP) です。)

(1) 出願料金	515,000
(2) 優先権主張料金	180,000
(3) 期間延長料金	116,000
(4) 異議申立料金	335,000
(5) 補正書提出料金	128,000

4. 料金減免制度について (存在する場合)

減免制度は採用されております。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願が方式的要件を満たした場合、出願は公開されます。

7. 審査請求制度の有無

全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願書類が提出されると、方式的要件、登録性自体及び明らかに新規性を欠如しているか否かについて審査され、付与前の異議申立制度が採用され、その後登録について決定されます。

なお、一意匠に複数の意匠を含めることはできません。

(1) 方式審査

①出願後、先ず出願としての基本的要件を満たしているか否かについて審査されます。

②その後、出願が方式的要件を満たしているか否かについて審査され、満たしていないと判断された場合、方式指令日から業務日（Working Days）の30日以内に不備を是正するよう要請されます。

この30日は一回に限り更に30日延長をすることができます。

期限内に応答しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

(2) 不登録事由

意匠とは、線の配置、色彩の組み合わせの結果生じる製品の外観や平面的又は立体的な外形、線、外郭、形態、又は物質であって、当該製品の本来の目的や使用方法を変更しないものと、定義されています。

以下のものは、登録を受けることができません。

①意匠の定義を満たしていない意匠

②必要な新規性を欠如している意匠

③原則として、コロンビアにおける商業的实施が道徳若しくは公序良俗を保護するために禁止されている意匠

④外観が本質的に技術的思考又は技術的機能の実行によって定められており、創作者の関与を不要とする意匠
等です。

(3) 新規性

絶対的新規性が採用されています。

出願日（又は優先日）前に、世界のいずれかにおいて使用や他の手段により、公衆に利用可能となっている意匠は、新規性を有しません。

(4) 出願公開

①すべての方式的要件を満たした場合、特許庁は出願の公開を命じ、出願は月刊の官報（Monthly Industrial Property Gazette）に公開されます。

②その公開後、出願は公衆の閲覧に供せられます。

(5) 異議申立て

①利害関係を有する者は、出願の公開から業務日（Working Days）の 30 日以内に異議申立てをすることができます。

②異議申立ての証拠は異議申し立てと同時に提出する必要があります。

なお、請求により異議申立理由の提出期間、30 日の延長が認められます。

③異議申立ては、出願人に通知され、通知日から業務日 30 日以内に、意見書等を提出することができます。

なお、請求により、更に 30 日の期間延長が認められます。

(6) 審査

①異議申立てに対する出願人の応答期間経過後、若しくは異議申立てがなかった場合、出願は登録性自体について審査されます。

②先行する権利又は意匠の新規性の欠如に基づく異議申立てがあった場合にのみ、新規性について審査されます。

③なお、特許庁は職権で、意匠が明らかに新規性を欠如しているという理由で、出願を拒絶することができます。

(7) 登録

①登録要件を満たしていないと判断された場合、出願は拒絶されます。

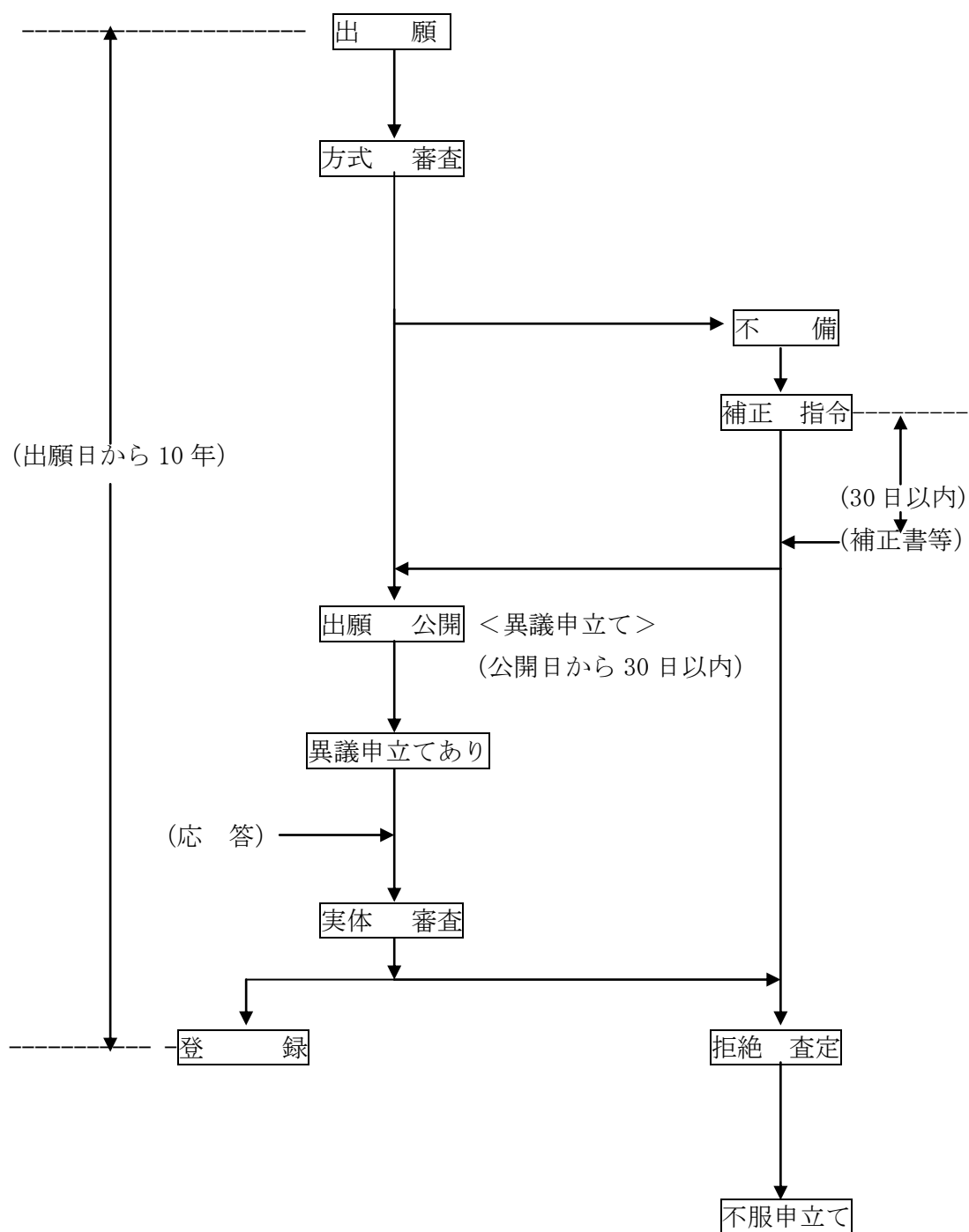
②登録要件を満たしていると判断された場合、出願は登録され、登録が官報に公表され、登録証が発行されます。

(8) 不服申立て

①特許庁の否定的な決定に対して再考申請書（Reconsideration Petition）を提出することができます。

②特許庁の決定に対する不服申立てもすることができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 存続期間は、出願日から 10 年です。
意匠権は、意匠権の設定登録日から発生します。
- (2) 存続期間の更新はできません。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度に関する規定はありませんが、実務上認められているとのことです。

11. 留意事項

- (1) 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
約 1 ヶ月から 2 ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間：
約 4 ヶ月から 6 ヶ月です。
- (3) その他：
特許の場合と同様です。

商標制度

1. 現行法令について

アンデス共同体議決第 486 号 (Andean Community Decision No. 486) が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人の氏名及び住所、文字商標、図形商標、音響又は匂気商標等に関するものであるかの表示、登録により保護を求める商品又は役務の表示及び対応するクラス、及び優先権を主張する場合は優先権主張等を、記載します。

(2) 商標見本 (Graphical representation) :

平易なブロック体による商標 (A mark in plain block letters) の場合、見本の提出は不要です。

(3) 委任状 (Power of Attorney) :

出願人が署名します。

① 出願日から 2 ヶ月以内に提出することができます。

② 領事認証 (Legalization) 等の手続きは不要です。

(4) 優先権証明書 (Priority Document) :

優先日から 9 ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位 : コロンビア・ペソ (COP) です。)

(1) 出願料金 :

① 1 クラスの場合 773, 000

② 追加料金 1 クラス当たり 386, 000

③ オンライン出願の場合 734, 500

(2) 期間延長料金 116, 000

(3) 出願の補正料金 129, 000

(4) 異議申立料金 (1 クラスにつき) 335, 000

(5) 譲渡又は使用許諾の登録料金 124, 000

(6) 更新料金 :

① 最初のクラスにつき 422, 000

② 追加料金 1 クラス当たり 206, 000

(7) 不使用取消審判料金 1, 545, 000

4. 料金減免制度について（存在する場合）

減免制度が採用されております。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

方式的要件を満たした場合、出願は官報に公開されます。

7. 審査請求制度の有無

全件実体審査が行われますので、審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

一商標多区分制が採用しております。

出願は、方式的要件に関する審査、登録性に関する審査、他人の先願権利との抵触関係の有無、及び異議申立手続きを経て、登録が決定されます。

(1) 方式審査

①出願は、先ず出願日を得るための基本的要件を満たしているか否かについて審査されます。

②基本的要件を満たした出願は、その後方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。

方式的要件を満たしていないと判断された場合、その旨出願人に通知され、通知日から業務日(Working Days)60日以内に補正すべき旨要請されます。

所定の期間内に不備が解消されなかった場合、出願は拒絶されます。

(2) 出願公開（公告）

方式的要件を満たした出願は、出願公開されます。

(3) 異議申立て

①出願公開（公告）から業務日(Working Days)30日以内（この期間は延長できません）に、利害関係人は異議申立てをすることができます。

②異議申立ての証拠は異議申立と同時に提出する必要があります。

特許庁は、異議申立人の請求に基づき、異議申立ての理由の提出期間を更に60日間認めることができます。

③異議申立ては、出願人にその旨通知され、出願人は当該通知から業務日30日以内に意見書や証拠等を提出することができます。

特許庁は、請求に基づき、出願人の答弁をサポートする証拠を提出するために業務日30日の追加期間を認めることができます。

(4) 不登録事由

①絶対的事由 (Absolute Grounds) により登録できない主な理由は、次の通りです。

「絶対的理由」とは、商標としての本質的要件を備えていない商標をいいます。

(a) 識別力がない標識、又は視覚的に表示できない標識の場合

(b) 商品や役務の種類、質、原産地や特徴のみを表示する標識の場合

(c) 商品や役務の一般的名称となった標識のみからなる標識の場合

(d) 公序良俗に反する恐れのある標識の場合

(e) 国家が採用する記章や紋章等、国際機関の旗章や紋章、名称等からなる標識の場合

(f) 商品や役務に関して混同が生じるおそれのある、地理的表示からなる標識の場合

②相対的事由 (Relative Grounds) により登録できない主な理由は、次の通りです。

「相対的理由」とは、他人の権利と抵触する関係で登録されない理由をいいます。

(a) 第三者が先に登録又は登録出願した商標と同一若しくは類似の商標であって、同一の商品若しくは役務、或いはそれと混同又は関連性を想起させる商品若しくは役務について使用されるもの

(b) 保護されている商号、ラベル又は営業標識と同一若しくは類似の標識であって、状況によってその使用が混同又は関連性を想起させるおそれがあるもの等です。

(5) 実体審査手続

①異議申立が無く、又は出願人による異議申立に回答する期間が満了した後、商標の登録性及び第三者の先願に係る権利との抵触について審査され、その結果に応じて、登録を許可し又は拒絶します。

②出願人は、出願手続中いつでも自発的に出願の補正をすることができます。

③更に、特許庁は、出願人に対し出願手続中に出願を修正するよう要求することができます。

この場合、出願人は業務日の 60 日以内に当該修正を行なう必要があり、徒過した場合には出願は放棄されたものとみなされます。

(6) 登録

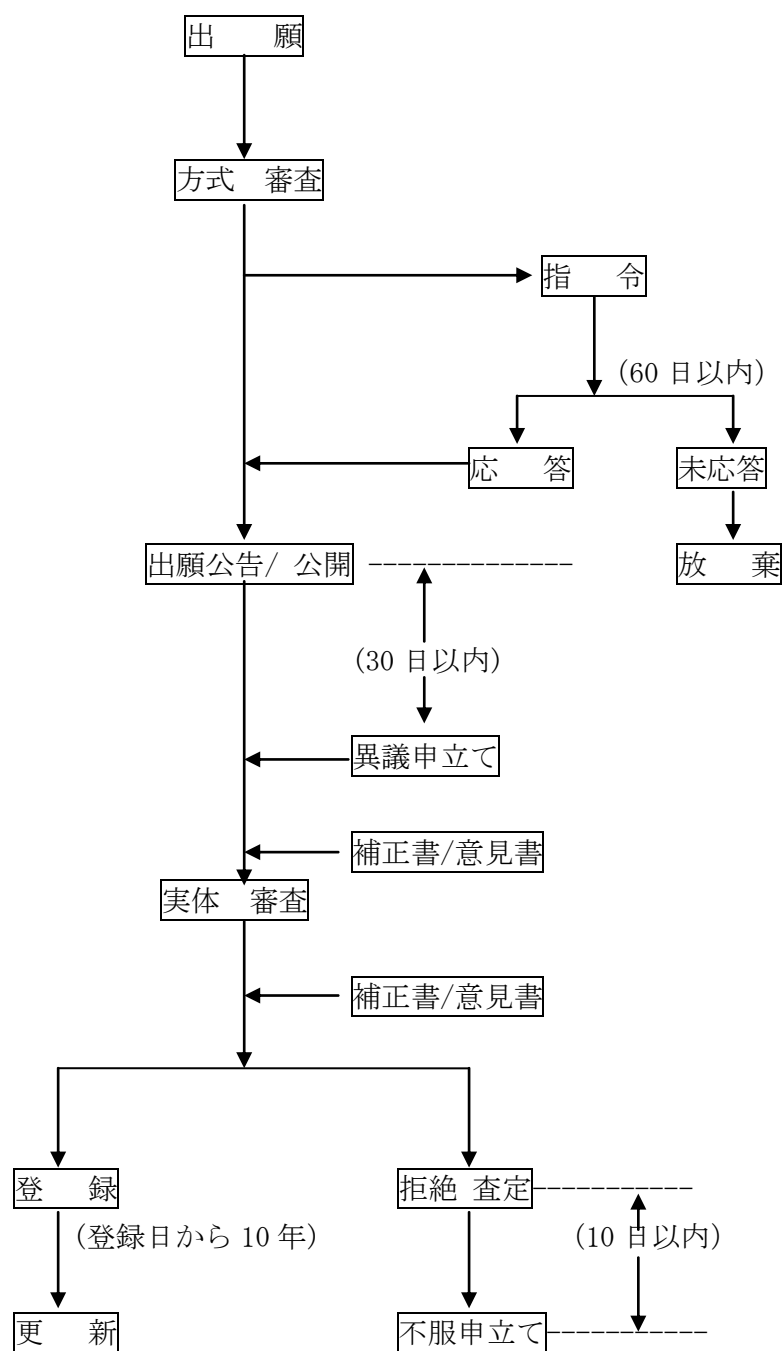
出願が登録されますと、登録証が出願人に発行されます。

(7) 不服申立て

①特許庁の決定に対して、業務日の 10 日以内に特許庁 (Superintendent of Industrial and Commerce) に、不服申立てをすることができます。

②更に、上記不服申立ての決定に対して、4ヶ月以内に国家評議会 (Council of State) に抗告することができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 存続期間は、登録日から10年です。
商標権は、登録日から発生します。
- (2) 商標権の存続期間の更新は、存続期間の最後の6ヶ月の期間内に行う必要があります。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、市場において商品や役務を区別することができる標識で、視覚的に表示可能なものと、定義されております。
- (2) この定義から、
 - ① 単語又はその組合せ、画像、形状、記号、図案、肖像、音 (Sound) や芳香 (Aromas)、数字、色彩 (Color) やその組合せ等が、対象になります。
 - ② 新しい商標と言われている、色商標 (Color marks)、味覚商標 (Taste marks)、触覚商標 (Tactile marks)、音響商標 (Sound marks)、芳香商標 (Fragrance marks) も、対象になります。
- (3) 保護される商標の種類
 - ① 団体商標 (Collective marks)、② 証明商標 (Certification marks)、
 - ③ 立体商標 (Three-dimensional marks)なお、連合商標 (Associated marks) は規定されておられません。

12. 留意事項

- (1) 出願から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間：
約6ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分 (登録又は拒絶) までの所要期間：
 - ① 拒絶理由等がなかった場合：約5ヶ月から7ヶ月です。
 - ② 拒絶理由等があった場合：約9ヶ月から1年2ヶ月です。
- (3) 不使用取消
 - ① 正当な理由なく、継続して3年間、商標権者や使用権者が登録商標を指定商品等に使用していない場合、第三者は登録の取消を請求することができます。
 - ② なお、アンデス国家共同体の加盟国のいずれかの国において、使用している場合、登録商標の使用とみなされます。
- (4) 使用許諾
登録及び出願中の商標に関して、他人に使用許諾をすることができます。

使用許諾は、指定商品や役務の全て又は一部についてすることができます。
当該許諾を、第三者に対抗するためには、特許庁に登録しなければなりません。